

松本市 業務継続計画

令和8年4月

松 本 市

目 次

第1章 業務継続計画の概要	1
1 業務継続計画（BCP）とは	1
2 業務継続計画策定の目的	2
3 業務継続計画の基本方針	2
4 地域防災計画と業務継続計画との関係	2
5 業務継続計画の発動と期間	4
第2章 前提とする地震と被害想定	5
1 計画の前提となる地震	5
2 本市の被害状況	5
3 本市の被害想定の詳細	6
第3章 計画の対象となる非常時優先業務	9
1 非常時優先業務の概要	9
2 非常時優先業務の選定	9
3 非常時優先業務の業務開始目標時間（復旧目標）の設定	10
4 非常時優先業務の選定結果	12
第4章 業務継続計画のための活動体制の整備	13
1 職員の活動体制	13
2 勤務時間外に参集可能な職員数	14
3 職員の参集と安否確認	16
4 職員の家族の安否確認	16
5 業務執行体制の整備	16
第5章 業務継続のための執行環境の整備	18
1 施設の安全対策	18
2 コンピュータシステムの安全対策	20
3 通信手段の確保及び災害情報の収集	22
4 非常時における職員の対応	23
5 市役所庁舎等が使用できなくなった際の代替施設	24
6 新庁舎のあり方・導入機能（松本市役所新庁舎建設基本計画改訂版より 抜粋）	24
第6章 継続的な改善への取組み	26
1 業務継続マネジメントの必要性	26
2 研修・訓練	26
3 計画の点検・検証・見直し	27
4 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備	27
資料1 非常時優先業務【応急対策業務、通常業務】課別一覧	別冊

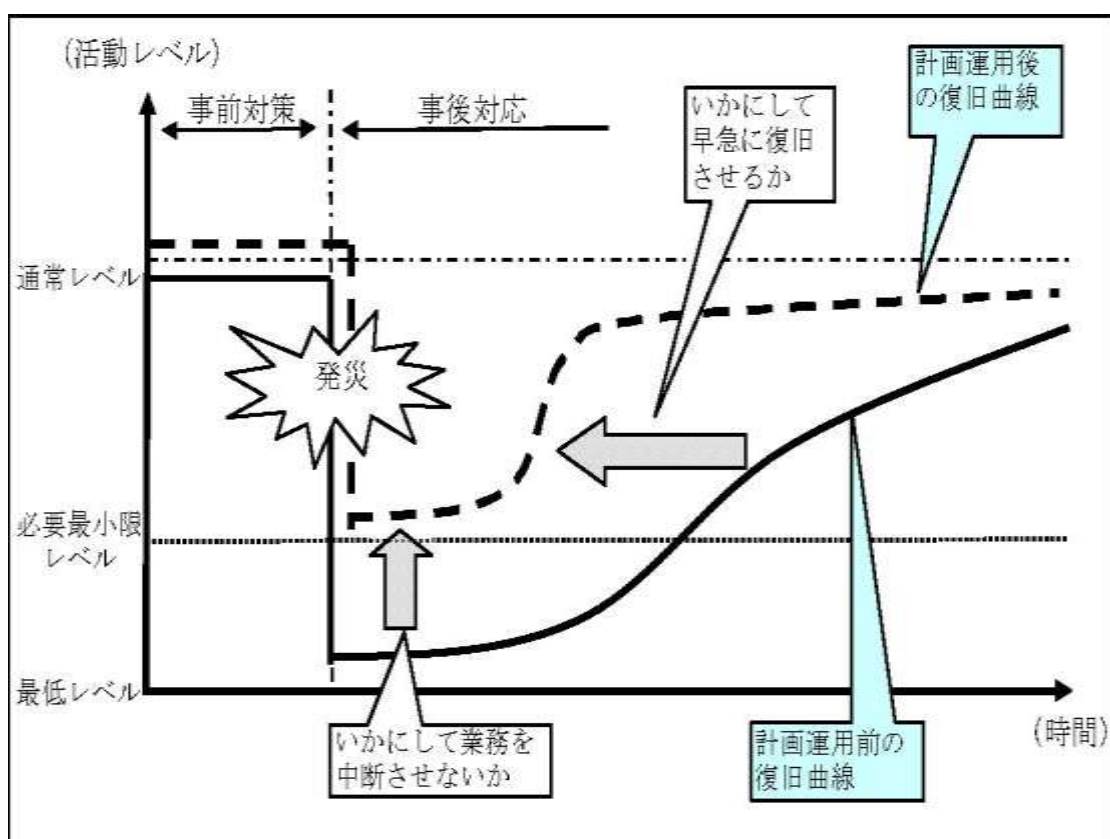
第1章 業務継続計画の概要

1 業務継続計画（BCP）とは

大規模地震災害が発生した場合には、ライフラインや交通機関が停止し、市庁舎や職員も被災します。このため、平常時の職員数や執務環境を前提として業務を行うことは困難となり、市民の生命、生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼします。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、施設、資機材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況の中で、災害時における応急対策業務に加え、通常業務のうち中断ができない、又は中断しても早期再開を必要とする業務を「非常時優先業務」として事前に特定しておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資機材等の資源を効率的に投入して、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施するための計画です。

図1-1：＜業務継続計画導入による業務の継続と早期復旧のイメージ＞



2 業務継続計画策定の目的

人、施設、資機材、情報、ライフライン等、利用できる資源が制約を受ける災害時においても、災害対策の拠点となる市役所機能の低下を最小限にとどめながら、市民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために、必要な執行体制や対応手順等を事前に定めるものです。

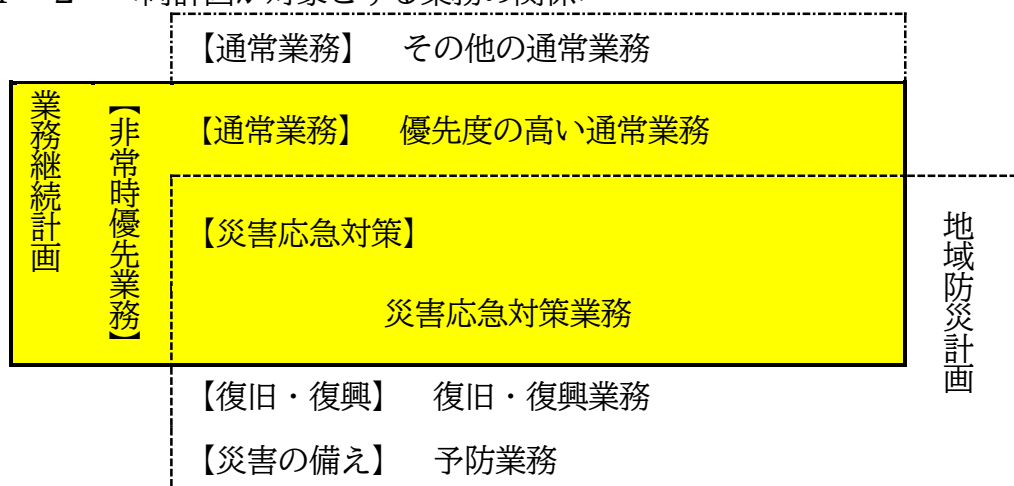
3 業務継続計画の基本方針

- (1) この計画は、松本市において想定される災害の内、市全域に影響を及ぼし、最も多くの被害を生むと考えられる「大規模な地震災害」をモデルケースとして策定したものであり、その他の自然災害や新型インフルエンザ等の発生により、通常業務の継続が困難となった場合においても、この計画を準用して業務を遂行していくものとします。
- (2) 被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた応急対策業務を効率的に遂行します。
- (3) 市の業務が中断することによる、市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない優先度の高い通常業務の継続・早期再開に努めます。
- (4) 非常時優先業務の継続に必要な人員の確保、及び庁舎・電力・通信等の執行環境の確保に努めます。
- (5) 非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・縮小します。
- (6) 毎年 of 各種訓練を通じて明らかになった課題等を踏まえて、随時修正を重ね計画の実効性を高めるものとします。

4 地域防災計画と業務継続計画との関係

- (1) 地域防災計画は、市が国、県、防災関係機関、及び市民と連携して実施すべき災害予防、災害応急対策、復旧・復興に関わる業務を総合的に示す計画です。
一方、業務継続計画は、市庁舎や職員が被災することを前提に、災害時に優先的に取り組むべき業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画です。
- (2) 地域防災計画と業務継続計画が対象とする業務の関係は、図1－2のとおりです。

図 1 - 2 : <両計画が対象とする業務の関係>



※ 非常時優先業務は、応急対策業務、被災時にも中断が許されない優先度の高い通常業務に分類できます。このうち、応急対策業務は地域防災計画にも規定された業務です。

(3) 地域防災計画と業務継続計画の比較

市の地域防災計画と業務継続計画との比較は、表 1 - 1 のとおりです。

表 1 - 1 : <地域防災計画と業務継続計画の比較>

項 目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時または事前に実施すべき災害対策や役割分担等を規定するための計画です。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間までに実施できるようにするための計画です。
行政の被災	想定しません。	庁舎、職員、電気、通信等の資源の被災を評価し、利用可能な資源を前提に計画を策定します。
対象業務	予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務を対象とします。	非常時優先業務（災害応急対策業務のほとんど、優先度の高い通常業務）を対象とします。
業務開始目標時間	想定しません。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要があります。（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開します。）
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	想定しません。	業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等の確保について検討の上、記載します。

5 業務継続計画の発動と期間

(1) 本計画は、次のいずれかの場合に発動します。

ア 市内で震度6弱以上の地震が発生し、又は災害対策本部が設置された場合。

イ 市長が必要と認めた場合

(2) 本計画の対象期間は、発災から概ね1週間とします。

第2章 前提とする地震と被害想定

1 計画の前提となる地震

本計画の策定に当たっては松本市内において最も大きな被害を生むと予測されている糸魚川－静岡構造線断層帯を震源とする地震を想定地震とすることとします。

なお、地震の発生時期・時間帯は、火災被害が大きくなると見込まれている冬の夕方を想定します。

(1) 震源

糸魚川-静岡構造線断層帯（全体）

(2) 最大震度

東部で最大震度7

(3) 地震発災時期

冬

(4) 地震発災時間

休日の夜18時

2 本市の被害状況

第3次長野県地震被害想定調査（平成27年3月報告）及び令和7年度松本市防災アセスメント調査によって算出された被害想定データを採用します。松本市の被害想定は、表2-1のとおりです。

表2-1：＜想定する地震による松本市の被害想定＞

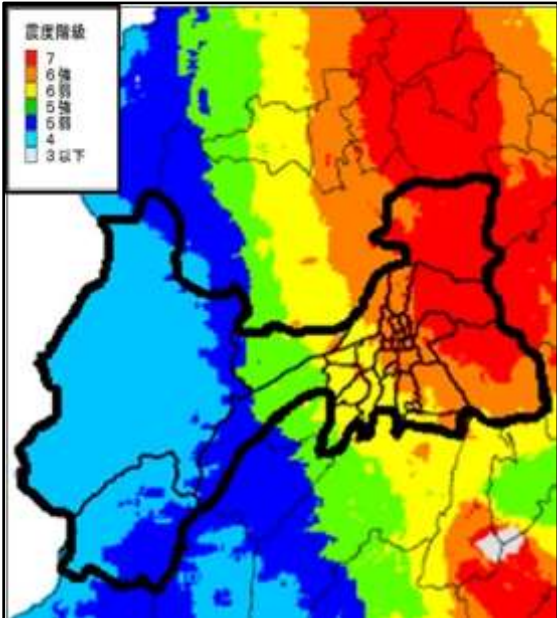
項 目		被害状況
人的被害	死 者	6 6 3 人
	重傷者	9 7 6 人
	負傷者	2, 8 1 0 人
	避難者	8 1, 4 8 3 人
	自力脱出困難者	2, 0 0 0 人
建物被害	全 壊	1 0, 5 2 3 棟
	半 壊	1 0, 0 9 6 棟
火 災	焼 失	4, 8 3 2 棟
上水道被害（断水人口）		9 7. 3 % (2 2 6, 7 2 8 人)

下水道機能被害（被害人口）	97.0% (225,851人)
都市ガス供給	13,491戸
停電率	90.0%
電話支障回線（固定電話）	固定電話 5.9%
電話支障回線（携帯電話）	停波基地局率 79% (非常につながりにくい)
災害廃棄物	280万トン (うち5割がコンクリート)

3 本市の被害想定の詳細

本市の被害想定の詳細については、表2-2のとおりです。

表2-2：＜松本市の被害想定の詳細＞

項 目	被害状況（復旧予想）
震 度	- 松本市東部で最大震度7が予想されます。 - 松本市内全体の震度予測は下図のとおりです。 
建物被害・火災	市街地から東部を中心に広い範囲で大きな被害となります。地震による全壊、半壊、火災による焼失を合計するとおよそ25,451棟（市全体の約23%）の建物が利用できなくなると予測されます。

項 目	被害状況（復旧予想）
	特に被害が大きい地区は本郷地区、四賀地区、里山辺地区と予測されます。
交通機能支障	【道路】 - 市内では道路被害が15箇所が発生することが予測され、市内東部の国道143号、254号で大きい被害が想定されています。 【鉄道】 - 市内では道路被害が15箇所が発生することが予測され、市内中心部、大糸線の北部で大きい被害が想定されています。 【空港】 - 空港周辺は震度5強が予想されます。液状化対象となる地盤はないことから、盛り土を除き液状化の危険性はないと考えられます。
ライフライン支障	【電力】 - 被災直後は9割程度の停電率ですが、1日後には5割程度、4日後には1割程度、1週間後には概ね復旧が完了します。 【電話】 - 固定電話は停電の影響を強く受け、被災直後は約9割、1日後は約5割が不通となるものの、1週間後には概ね復旧します。 - 携帯電話も被災直後と1日後までは非常につながりにくいが、被災後4日後には概ね復旧します。 【上水道】 - 市全体で断水率は97.3%と想定されます。 - 復旧には1か月以上かかると想定されます。

項 目	被害状況（復旧予想）
	【下水道】 ・ 市全体で、機能障害率は97.0%と想定されます。 ・ 復旧には1か月以上かかると想定されます。
避難所の開設	・ 発災2日後にピークを迎え避難者数は81,483人に達すると想定されます。 ・ 全指定避難所（157か所）を開設しても、城北地区、城東地区、里山辺地区において、避難者数が収容人数を1,000人以上超過する想定です。

第3章 計画の対象となる非常時優先業務

1 非常時優先業務の概要

地震発生後は直ちに災害対策本部が設置され、市は、避難所の開設、食糧の調達・供給等、多岐にわたる災害対応に当たらなければなりません。一方、通常業務についても、市民への行政サービスを継続することが必要です。

しかし、職員自身の被災や庁舎の被災など、人的・物的資源が制約される中で、災害応急対策とすべての通常業務を行うことは困難となります。

そこで、本計画では、災害応急対策業務と通常業務について、その緊急性・重要性を評価した上で、災害時に優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として位置付けます。

(1) 災害応急対策業務

松本市地域防災計画【震災対策編】に定められた、市が実施する災害応急対策を「災害応急対策業務」とします。

(2) 優先通常業務

市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るための観点から、災害時においても中断が許されない優先度の高い通常業務を「優先通常業務」とします。

2 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の選定を行うため、すべての災害応急対策業務と通常業務について、表3—1の評価基準に基づいて、市民の生命・生活・財産・経済活動の維持への影響度を評価し、継続すべき業務の選定を行いました。

なお、選定した非常時優先業務については、発災時刻にかかわらず適用できるように、計画に汎用性を持たせているため、発災時刻によっては必要としない業務も含まれています。

表3—1 <影響度による評価基準表>

(非常時優先業務)

評 価	評 価 基 準
A	発災後直ちに業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務

評 価	評 価 基 準
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務

(その他の業務)

評 価	評 価 基 準
D	発災後1週間以内に着手しなくても、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務

(2) 非常時優先業務の選定結果

評価基準に基づき選定を行なった結果、非常時優先業務は286業務あり、この内、災害応急対策業務は235業務、優先通常業務は、51業務です。詳細は表3-2のとおりです。

なお、通常業務が災害応急対策業務と重複する場合は、災害応急対策業務として整理しました。

表3-2：＜非常時優先業務選定結果表＞

評 価	非常時優先業務数	応急対策業務数	優先通常業務数
A	205	194	11
B	31	14	17
C	50	27	23
合 計	286	235	51

3 非常時優先業務の業務開始目標時間（復旧目標時間）の設定

(1) 業務開始目標時間（復旧目標時間）の検討

ア 選定した非常時優先業務について、発災直後の業務立上げ時間の短縮を図るため、業務開始をいつまでに行うか、業務開始目標時間（復旧目標時間）を表3-3に掲げる区分に分け、進行管理の目安としました。

なお、この計画において着手とは「業務が開始できるよう準備を始めること」であり、業務開始とは「一定程度の業務が実施できる状態」を指します。

表 3—3：＜業務開始目標時間（復旧目標時間）の設定＞

業務開始目標時間（復旧目標時間）					
発災から 3時間以内	発災から 12時間以内	発災から 24時間以内	発災から 3日以内	発災から 1週間以内	それ以降

イ 非常時優先業務の着手時間と、それぞれの業務開始目標時間の関係は、概ね図 3—1 のとおりです。

図 3—1：＜着手・業務開始目標時間（復旧目標時間）の関係図＞

業務開始目標時間 （復旧目標時間）	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	それ以降
A評価業務 （直ちに着手）	（業務開始目標時間） 発災から3時間以内・12時間以内・ 24時間以内・3日以内					
B評価業務 （3日以内に着手）				（業務開始目標時間） 3日以内・1週間以内		
C評価業務 （1週間以内に着手）					（業務開始目標時間） 1週間以内・それ以降	

(2) 着手・業務開始目標時間（復旧目標時間）ごとの検討結果

非常時優先業務の着手・業務開始目標時間（復旧目標時間）を設定した結果は表 3—4 のとおりです。

表 3—4 ＜着手・業務開始目標時間（復旧目標時間）ごとの業務数の整理表＞

	着手・業務開始目標時間（復旧目標時間）ごとの業務数						
	総数	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	それ 以降
総数	286	157	11	35	27	41	15
A評価業務 （直ちに着手）	205	157	11	34	1	2	
B評価業務 （3日以内に着手）	31			1	25	5	
C評価業務 （1週間以内に着手）	50				1	34	15

4 非常時優先業務の選定結果

「2 非常時優先業務の選定」及び「3 非常時優先業務の業務開始目標時間（復旧目標時間）の設定」による非常時優先業務の選定と業務開始目標時間（復旧目標時間）の設定結果の課別一覧は別冊の一覧表のとおりです。

なお、表3－4における必要人員には、非常時優先業務実施のプロセスにおいて、1人の職員が複数作業を実施する場合など職員の重複を含んでいます。

第4章 業務継続計画のための活動体制の整備

1 職員の活動体制

- (1) 大規模な地震が発生した場合において、業務を継続するためには、早急に必要な人員を確保し、適切な配備を行い、効率的な活動体制を確保する必要があります。地震震度別の活動（配備）体制は、表4－1のとおりです。

表4－1 〈発災時の活動（配備）体制〉

配備体制		第1 配備 (事前体制)	第2 配備 (警戒体制)	第3 配備 (非常体制)	第4 配備 (緊急体制)	第5 配備 (全体体制)
震度		3	4	5弱～5強	6弱～6強	7
設置する組織		危機管理部体制	指揮本部・各部	対策本部	松本市災害対策本部	
設置判断責任者		危機管理 課長	危機管理 部長及び 各部長	市長		
責任者（長）				副市長	市長	
活動内容		情報収集・伝達体制			情報収集・伝達 災害応急対応 全組織による災害対応	
			連絡網確認	災害応急対策		
本部体制及 び活動人員	本部長			副市長	市長	
	副本部長				副市長、教育長	
	指揮本部長			危機管理部長		
	各部長			各部長		
指揮本部体 制及び活動 人員	指揮本部長		危機管理部長			
	第1 副部長	◎危機管理課長	危機管理課長			
	第2 副部長	◎消防防災課長	消防防災課長			
	第3 副部長		秘書広報室次長			
	班長		危機管理部担当係長、秘書広報担当係長			
	各班員	初動当番	◎危機管理部 正規職員	危機管理部 正規職員	危機管理部全職員	
			◎秘書広報室 正規職員	秘書広報室 正規職員	秘書広報室全職員	
					危機管理部OB職員	
各部局体制 及び活動人 員	部長		◎各部長	各部長		
	副部長		◎各課長	各課長		
	指揮班長		◎各部庶務担 当係長等	各部庶務担当係長等		
	各班長		◎各係長	各係長		
	班員		◎正規職員	正規職員 ◎会計年度	正規職員 会計年度	

◎は各部長判断

2 勤務時間外に参集可能な職員数

職員参集実態調査（アンケート）を次のとおり実施し算出

(1) 対象

正規職員及び会計年度任用職員（4類は除く）

※派遣職員、産休・休職者等の長期休養者、病院局のプロパー職員は対象外とする。

(2) 前提条件

ア 最大震度7（糸魚川-静岡構造線断層帯を震源とする地震を想定）

イ 地震発災時間

休日の夜18時

(3) 主なアンケート項目

ア 部局、所属、役職、性別、雇用形態、自宅所在地の想定震度

イ 避難所担当職員に該当するか

ウ 医療救護所職員に該当するか

エ 消防団員に該当するか

オ 自宅の耐震化状況（新耐震基準か旧耐震基準のどちらか）

カ 家具転倒防止の状況（対策済みか否か）

キ 大規模地震発生時の勤務地への参集可否について（参集可能、条件付きで参集可能、参集不可で選択）

ク 参集可能時間について（1時間以内、3時間以内、12時間以内、3日以内、4日以降で選択）

(4) 回答人数

1,956人（回答率64%）

(5) 職員参集率の算出

予想参集率の精度を上げるため、単に「参集可能」と回答した人数ではなく、
 <表4-2>「職員参集算定条件表」の条件を満たした回答者の人数を集計

<表4-2>：職員参集算定条件表

自宅の 予測震度	避難所 担当職員	医療救護所 職員	自宅の耐震化	家具転倒防止	参集可否
震度 7	避難所対応の ため参集不可 とする	医療救護所対 応のため参集 不可とする	「新耐震基準」のみ 参集可能とする	対策済みのみ参 集可能とする	参集可能と 回答したも ののみ集計
震度 6 強				対策済み、未対 策いずれも参集 可能とする	
震度 6 弱					
震度 5 強、弱					
震度 4					

（参考）予想震度が7の場所にお住まいの方は、自宅が旧耐震基準の場合、家具転倒防止対策済みで「参集可能」と回答していても参集不可と集計

(6) 調査結果

想定地震における発災後の経過時間別の参集率の予想結果は表４－３のとおりです。

<表４－３>：職員参集率

パターン	１時間以内	３時間以内	１２時間以内	２４時間以内	３日以内	４日以降
A	１１．２％	２３．９％	２８．０％	２９．１％	２９．６％	３１．４％
B	１４．４％	３３．０％	４２．０％	４５．３％	４６．９％	５０．９％
C	２２．７％	３３．３％	３５．４％	３６．０％	３６．６％	３７．６％

A：「参集可能」と回答した職員のみからの算出結果

B：「介護、交通事情等の条件がクリアできれば参集可能」と回答した職員も含めた算出結果

C：パターンAで「参集場所を最寄りの地域づくりセンターとした場合」の算出結果

(7) 課題

予想される最大規模の地震が発生した場合、家族の介護や交通事情等の条件を問わずに、２４時間以内に本来の職場に参集できる職員数はわずか３割弱程度であると見込まれ、特に発災直後は少数の人員で災害対応に当たらざるを得ない状況が想定されます。

一方で、本来の職場には参集できなくても、地域づくりセンター等、自宅の最寄りの施設であれば参集可能な職員が一定数おり、特に発災直後（１時間以内）は、そうした身近な施設は本来の職場よりも２倍以上参集率が高くなる見込みです。災害時、限られた人員の有効活用を図るため、平時から、リモート対応等、職場以外の場所から非常時優先業務に当たるための方策を検討しておく必要があります。

(8) 対策

ア 各部局内において、部局内の応援体制を整備します。

イ 避難所の運営等全庁的な応援体制を整備します。

ウ 危機管理・防災のOB職員や他市からの応援職員の協力体制を構築します。

エ 非常時優先業務については、予測参集人員数を考慮し、限られた人員でも、最低限の実効性を確保できるよう、普段から各部局で業務内容の絞り込みや効率的な取り組み方を研究し、見直しを図ります。

オ 災害時、リモートでも対応可能な業務の洗い出しを行い、状況に応じて対応方法を切り替えられるよう、平時よりマニュアルの整備に取り組みます。また、リモート対応を想定して、地域づくりセンター等、本庁以外の施設の環境整備を図ります。

3 職員の参集と安否確認

災害発生時、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、迅速な参集可能人数の把握が重要となります。

(1) 現状

職員非常参集マニュアルにおいて、職場への登庁が困難な場合は、近くの地域づくりセンターや指定避難所等に参集することとされており、職員伝達メールを活用し、職員参集状況の把握、集約が行われます。

(2) 課題

ア 災害発生直後は職員伝達メールのシステムが使用できない可能性があります。

イ 休日、夜間に災害が発生した場合、地域づくりセンター等の施設管理者よりも、参集した職員が早く到着すると、解錠方法がわからず、入室できない可能性があります。

(3) 対策

ア 職員伝達メール以外に、チャット機能、LINE等、職員参集状況を把握するための多重的な仕組みを検討します。

イ 震度6弱以上の地震が発生した場合は、非常参集の連絡を待たずに登庁する自動参集の基準の周知を徹底します。

ウ 地域づくりセンター等、本庁以外で職員参集の拠点となりうる出先施設の災害時の入室方法について、検討します。

4 職員の家族の安否確認

勤務時間内に発災した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することになりますが、安心して職務に専念するには家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となります。

そのため、普段から家族間でメールや災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171)等による連絡方法を確認しておくことが必要となります。

また、職種や部署によっては、家族との連絡が取れない状態であっても、非常時優先業務に従事しなければならない職員が発生することも予想されますが、そのような場合には、非常時優先業務の遂行を維持しながら、所属長の判断により、自宅等に戻り家族の安否を確認することとします。

5 業務執行体制の整備

(1) 現状

市災害対策本部においては、本部長である市長が災害対策本部を統括します。本部長に事故がある時には、第1副本部長(副市長)、第2副本部長(副市長)、第3副本部長(教育長)の順位により、その職務を代理し、また、本部長及び副本部長ともに事故あるときは、指揮本部長、総務部長の順位により、本部長の職務を代理することが「松本市災害対策本部規程」に定められています。

(2) 課題

非常時優先業務を遂行するに当たり、責任者が不在の場合でも適切な意思決定が迅速に行われるよう、各部局において職務を代理するものを定めて指揮命

令系統を確立しておく必要があります。

(3) 対策

各部、各課においてあらかじめ意思決定者の職務を代理するものを定めることとします。

ア 部長が不在の場合

部長があらかじめ指定する課長級職員を複数指定し、代行順序を定めます。

イ 課長が不在の場合

課長があらかじめ指定する課長補佐及び係長級職員を複数指名し、代行順序を定めます。更に、課長補佐及び係長級職員が欠ける場合を想定し、一般職員の中から複数指定し、代行順序を定めます。

第5章 業務継続のための執行環境の整備

非常時優先業務を遂行するためには、業務執行の拠点となる施設の機能を保持し、または、早期復旧を図るとともに、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務継続のための執行環境を整備する必要があります。

1 施設の安全対策

(1) ライフライン途絶時の拠点施設の状況

ライフライン途絶時の市役所本庁舎・東庁舎、大手事務所及び上下水道局庁舎等の状況は、表5-1とおりです。

表5-1：＜ライフライン途絶時の拠点施設の状況＞

設 備	現 状
庁 舎	【本庁舎・東庁舎】 ・ 平成18年から20年の間に耐震工事を実施しており、耐震性を有しています。
	【大手事務所】 ・ 平成20年に耐震工事を実施しており、耐震性を有しています。
	【上下水道局】 ・ 平成24年に耐震工事を実施しており、耐震性を有しています。
	【新庁舎建設】 ・ 令和17年度供用開始予定で計画が進められています。防災に関する新庁舎のあり方・導入機能については項目6参照
電 力 (非常用電源)	【本庁舎、本庁舎別棟1階・2階】 ・ 停電時に備え、非常用発電機（105KVA）1基を配備しています。 ・ 燃料は軽油で、貯蔵容量は約73時間分を確保しています。 【本庁舎別棟3階】 ・ 停電時に備え、非常用発電機（15KVA）1基を配備しています。 ・ 燃料は軽油で、貯蔵容量は50時間分を確保しています。 【東庁舎】 ・ 停電時に備え、非常用発電機（260KVA）1基を配備しています。 ・ 燃料はA重油で、貯蔵容量は約76時間分を確保しています。 【本庁舎北別棟、東庁舎別棟】 ・ 非常用発電設備は設置されていません。

設 備	現 状
	【大手事務所】 ・ 非常用発電設備は配備されていません。 ※ただし、可搬式の発電機を配備
	【上下水道局】 ・ 停電時に備え、非常用発電機（300KVA）1基を配備しています。 ・ 燃料は軽油で、貯蔵容量は約72時間分を確保しています。
	【情報創造館庁舎】 ・ 商用停電後、非常用発電機2基（定格容量325KVA・200KVA）へ自動切換えにより、庁舎3階情報処理室(1)・(2)のサーバー機器と空調設備、庁舎内非常照明及び消火栓ポンプ用の電源を確保いたします。 ・ 燃料はA重油で地下タンク貯蔵容量は1,900リットル ・ 商用及び非常用発電機の電源停止時でも、室内の蓄電池及び各サーバーラックに設置している無停電電源装置（UPS）により急な電源障害やシャットダウンリスクからサーバー機器を保護いたします。
電 話	【共通事項】 ・ 内線がある施設での電話は、交換機経由での通話が基本となっています。
	【本庁舎・東庁舎】 ・ 停電時には、非常用発電機が稼働するため、稼働中は外線・内線通話が可能です。
	【大手事務所】 ・ 停電時には、電話機のバッテリーにより3時間の外線・内線通話が可能です。
	【上下水道局】 ・ 停電時には、非常用発電機が稼働するため、稼働中は外線・内線の通話が可能です。
水 道	・ 水道管からの給水が停止した場合、受水槽及び高置水槽に貯水されている水量が使用の限度となります。 <受水槽・高置水槽の状況> 【市役所本庁舎】 ・ 受水槽：有効容量7m³ ・ 高置水槽：有効容量3m³ 【東庁舎】 ・ 受水槽：有効容量6m³ ・ 高置水槽：有効容量3m³ 【大手事務所】 ・ 受水槽：有効容量18m³ ・ 高置水槽：有効容量6m³

(2) 課題

ア 業務継続のため非常用発電機のない本庁舎北別棟、東庁舎別棟、大手事務所について、長時間の停電、断水等への対応を図る必要があります。

イ 発災時、周辺住民が指定避難所ではない本庁舎や病院等に避難してくる可能性があります。

(3) 対策

ア ポータブル電源を配備しています。

イ 断水した場合に備え、災害対応に当たる職員用の飲料水や携帯トイレ等の備蓄を確保します。

ウ 令和8年度作成予定の「松本市災害時備蓄計画」にて、職員用備蓄についても整理します。

エ 発災直後、指定避難所ではない本庁舎等の施設に避難者が集まってきた場合、避難者を近隣の避難所に誘導できるまでの間、一時的に受け入れざるを得ない状況が想定されることから、そうした避難者に備えたソフト・ハード面の対策を検討します。

なお、病院に関しては、治療等の妨げとなることを防ぐため、災害時に避難場所としての受け入れは行わないことを平時から周知していきます。

2 コンピュータシステムの安全対策

市は、市民の個人情報や行政に関する重要な情報「情報資産」を多数保有し、その行政サービスの大部分について、コンピュータシステムを利用しています。

また、電子メールやインターネット等を利用して災害情報を収集・提供するなど、コンピュータシステムは災害時においても「不可欠なもの」となっています。

コンピュータシステムの状況は、表5-2のとおりです。

(1) 現状

表5-2：＜コンピューステムの状況＞

設 備	現 状
基幹業務系システム	・ 住民系情報システム、福祉系情報システム、戸籍システム等のサーバーは、「情報創造館庁舎」に設置されています。 ・ その他のシステムは、本庁等に設置されているものや、クラウド化(外部のデータセンターに設置)されているものもあります。
情報系システム	・ 内部情報系システムのサーバー等は、「情報創造館庁舎」に設置されているもの、クラウド化(外部のデータセンターに設置)されているものがあります。 その他、「情報系の通信回線」を利用しているシステム等は次のとおりです。 ・ 消防庁 全国瞬時警報システム(J-ALERT) ・ 内閣府 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net) ・ 長野県 震度計 ・ 本庁との内線電話(拠点間通信の一部(IP電話)で利用) ＜該当拠点＞

設 備	現 状						
	大手事務所、5支所（四賀、安曇、奈川、梓川、波田）、上下水道局、浄化センター（宮渕、両島）、Mウイング、松本市保健所、中心市街地活性本部、クリーンセンター、東部学校給食センター						
インターネット系システム	・ 「情報創造館庁舎」を経由するものの他、本庁、東庁舎、大手事務所では本庁舎に直接引き込んだインターネット回線（コミュニケーションネットワーク）が利用でき、庁内での円滑な情報収集、Web会議を実施することが可能です。 インターネット系で接続する主なシステム等は次のとおりです。 ・ 松本安心ネット （事前登録型電子メール配信システム） ・ 緊急速報メール （スマートフォン、携帯電話利用者へ「災害・避難情報」を発信） ・ 松本市公式 SNS （LINE、YouTube、X、Instagram、Facebook 等） ・ 総務省 Lアラート 災害関連情報（避難指示の発令、避難所の開設等）を放送局等の多様なメディアに対して、迅速かつ効率的に伝える手段） ・ 消防庁 安否情報システム （国民保護法に基づく安否情報の収集及び提供等に係る事務を行うもの） ・ 厚生労働省及び長野県 広域災害救急医療情報システム（EMIS）						
データバックアップ	・ 情報資産のバックアップは、日次処理を基本とし、サーバーに保存されている情報資産のバックアップをしているほか、住民情報等重要な情報資産については、遠隔地へ保管をしています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>システム名</th><th>現 状</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民系 市税系 上記関連の個別システム</td><td>遠隔地のデータセンターにバックアップを実施</td></tr> <tr> <td>戸 籍</td><td>法務省の戸籍副本データ管理システムにバックアップを実施</td></tr> </tbody> </table>	システム名	現 状	住民系 市税系 上記関連の個別システム	遠隔地のデータセンターにバックアップを実施	戸 籍	法務省の戸籍副本データ管理システムにバックアップを実施
システム名	現 状						
住民系 市税系 上記関連の個別システム	遠隔地のデータセンターにバックアップを実施						
戸 籍	法務省の戸籍副本データ管理システムにバックアップを実施						
端末の仮想化	・ 端末の仮想化により、庁内ネットワークに接続すれば、庁内の端末を選ばず、個人のデスクトップ環境にアクセスすることができます。 ・ 端末に情報資産を保有しないことから、情報漏えいのリスクが低減され、テレワークが可能となります。						

設 備	現 状
庁内ネットワークの無線化	・ 庁内ネットワークの無線化（本庁庁舎（別棟含む）、東庁舎（別棟含む）、大手事務所）により、場所を選ばず庁内ネットワークに接続することができます。
テレワーク環境	・ 一般的なインターネット回線を利用して、庁内ネットワークにアクセスする環境が構築されており、庁外でも場所を選ばず安全に庁内システムにアクセスすることができます。
チャット機能	・ 庁内ネットワークだけでなく、個人のスマートフォンからでも利用することができ、迅速に庁内での情報共有を可能とします。 また、ネットワークを利用して、電話も可能です。

(2) 課題

ア 非常用発電設備の強化はされてきていますが、停電や通信回線の遮断により、コンピュータシステム、及びパソコン端末の利用が制限されたり、使用できなくなることにより、非常時優先業務を執行することが困難となる可能性があります。

イ 災害時におけるコンピュータシステムの保守・復旧について、システム保守事業者と調整する必要があります。

(3) 対策

ア 情報システムが使用できない場合の代替手段を検討します。

（例：紙台帳等による事務処理等）

イ 発災時のシステム停止に備え、市のシステムを最優先の復旧対象と位置付け対応するようシステム保守事業者へ要請するとともに、稼働再開に向けた人的体制を確保します。

ウ 災害時における情報機器等の優先供給の協定を締結しています。

エ システム・ネットワークのクラウド化推進に合わせ、システム利用環境への安全なアクセス手段や通信回線の強化を検討します。

3 通信手段の確保及び災害情報の収集

(1) 現状

災害時における通信手段の現状は、表５－４ のとおりです。

表５－４：＜通信手段の現状＞

名 称	局数等	用 途
防災行政無線 （移動系）	２９３局 （同時使用 ７回線）	双方向での連絡及び災害対策本部からの重要通信用 （市出先機関、小中学校、指定避難所、警察、消防、ライフライン関係機関、医療機関、福祉施設、町会連合会長等）
防災行政無線 （同報系）	屋外拡声子 局４０１局	市民等への一斉伝達用 （屋外拡声子局、指定避難所等に戸別受信機を設置。）なお、双方向で通信可能な屋

		外拡声子局（アンサーバック）を67局設置
長野県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）	1局 （危機管理部）	県と災害対策本部の連絡通信用
衛星携帯電話	46台	防災行政無線（移動系）が不通地域の通信用等
非常時優先電話 （災害時に優先的にNTT交換局と接続可能な電話）	11台	・ 市長、両副市長に1台ずつ ・ 危機管理部に5台 ・ 秘書広報室に2台 ・ 議会事務局に1台
アマチュア無線	1機 （市民芸術館に機器設置）	松本アマチュア無線クラブとの応援協定により災害時における情報収集・伝達を実施

(2) 課題

災害対応初動期においては、建造物やライフラインの被害状況、市民の被災状況及び関係機関の対応状況などの情報収集、広報・広聴活動が重要であり、通信手段の効率的な使用が必要です。

(3) 対策

ア 防災行政無線（移動系）は、同時に使用できる回線数が7回線で限られているため、災害時の統制方法を定めます。

イ 市内に設置されている屋外拡声子局と戸別受信機の保守整備及び災害時情報伝達の多様化を検討します。また、屋外拡声子局設置数が少ない地域（四賀、安曇、奈川）については一般住宅にも音声告知端末設置を検討します。

ウ 市民からの問い合わせ等に対応するため、電話回線及び専用電話機の増設を検討します。

エ 非常時優先電話を増設します。

4 非常時における職員の対応

災害時には、職員は帰宅せずに数日間業務に従事することが想定されることから、職員が業務に従事できる環境を整える必要があります。

(1) 現状

避難者用に食糧・飲料水・毛布・簡易トイレ等の備蓄は行っていますが、災害対策従事職員用の備蓄は必要な量を確保できていません。

(2) 課題

非常時優先業務の実施に当たり、食糧を始め、職員が災害対策に従事するうえで必要となる物資を十分な量備蓄する必要があります。

(3) 対策

ア 国等からの支援物資が届くまでの3日分を目安に職員用の食糧、簡易トイレ等の備蓄について検討を行います。また、これに伴う備蓄場所の確保について検討します。

イ 職員の健康を確保するために、交代勤務の実施や睡眠時間・場所の確保、毛布や医薬品の備蓄、また、協定による物品の確保等について検討します。

ウ 勤務時間外に参集する場合、各職員は可能な限り、食糧、着がえ等を持参します。

エ 令和8年作成予定の「松本市災害時備蓄計画」にて、職員用の備蓄について、詳細を整理します。

5 市役所庁舎等が使用できなくなった際の代替施設

災害の状況により、市庁舎（本庁舎、東庁舎、大手事務所、上下水道局等）が使用できない状態になった場合、災害対策本部等を設置する代替候補施設は下記のとおりとし、それぞれの施設の被災状況を踏まえて活用を図るものとします。

また、糸魚川ー静岡構造線断層帯を震源とする地震が発生した場合、市内東部は最大震度7が想定されていることから、今後、更なる代替施設として、情報創造館等、市西部の施設の利用も検討していきます。

(1) 松本市勤労者福祉センター

(2) まつもと市民芸術館

6 新庁舎のあり方・導入機能（松本市役所新庁舎建設基本計画改定版より抜粋）

(1) 災害対策本部機能の配置

市役所は、災害発生時において迅速に指揮・対応を担うことから、新庁舎には、新たに災害対策本部を置く災害対策本部員会議室や、災害対策に係る諸室・機能を整備します。また、関係部局と容易に連携できるよう、災害対策本部の周辺に関連性の高い部署を配置するゾーニングに配慮します。

(2) 事業継続性を重視した免震構造（Ⅰ期）の採用

市役所庁舎は、地震などの災害発生時において、来庁者や職員の安全を確保することが求められます。また、災害対策本部としての迅速な指揮・対応や行政機能の維持・継続を図らなくてはならないため、災害対策本部機能を配置する新庁舎（Ⅰ期）には免震構造を採用します。

(3) 浸水対策を考慮した階層構成

新庁舎の建設地は、100年に1回の確率の降雨において「0.5m未満」、1,000年に1回の確率の降雨において「0.5m以上3m未満」の浸水が想定されている（松本市防災マップ（2024年作成））ことから、主要な設備機器類は想定浸水深以上の階に設置するとともに、1階については必要な浸水対策を施します。

(4) ライフライン途絶対策

国土交通省の「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（平成30年）」などを参考に、ライフライン途絶時においても、災害対策本部の機能を維持するために必要な電力・給排水・空調などが確保できる庁舎とするとともに、昨今の災害時の状況などを鑑み、特に電力については、1週間程度の

停電を想定し、必要な対策を講じます。

あわせて、通信回線の多重化や衛星通信によるインターネット利用、無停電電源装置の設置などにより情報通信機能の維持を図ります。

(5) 高度なセキュリティの確保

多くの市民が訪れ、また、市民の皆様大切な個人情報を取り扱っている市役所において、セキュリティ対策は大変重要です。そこで、来庁者が手続き等に訪れる窓口などのフロントヤードと、職員が執務を行うバックヤードを区分するとともに、適切なセキュリティ機能を設けることなどにより、安全・安心を確保します。

さらに、サイバー攻撃のリスクが増大する社会情勢を踏まえ、システム上の情報漏えい対策などを含め、高度な情報保護機能を備えた庁舎とします。

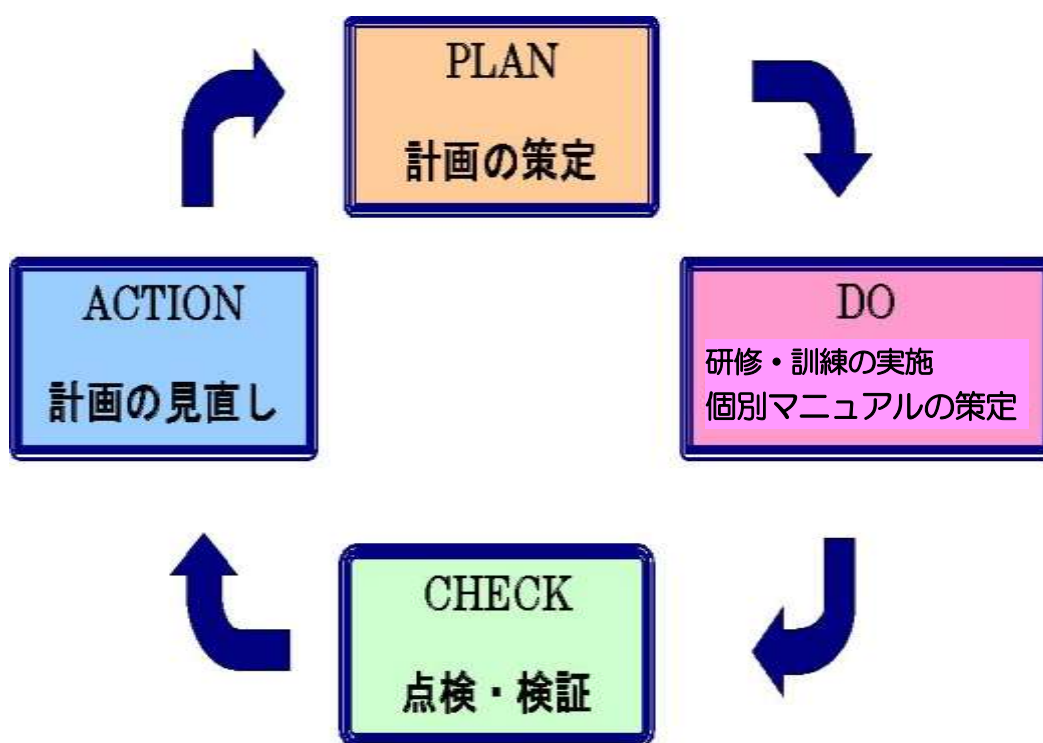
第6章 継続的な改善への取り組み

1 業務継続マネジメントの必要性

計画の継続的推進を図るためには、計画の策定にとどまらず、計画を管理・運用する業務継続マネジメント（図6－1）の推進が必要です。

また、本計画は、災害時における市の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた点検・検証を行い、継続的な改善に取り組みます。

図6－1：＜業務継続マネジメント＞



2 研修・訓練

計画の実効性を確保するためには、計画を策定しただけではなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々に課せられた役割を確実に果たせるように研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努めることが必要です。

また、本計画は、様々な想定を基に構築しているため、実際に地震が発生する前に、訓練を通じて一連のプロセスや手続きなどの実効性を確認しておくことが重要です。

このため、発災時に速やかに非常時優先業務を遂行できるよう、継続的に必要な訓練を実施します。

3 計画の点検・検証・見直し

本計画では、訓練等を通じて問題点や課題を把握し、是正すべきところを改善して計画を見直す継続的改善を行い、とりわけ非常時優先業務の遂行に必要なとなる職員数等の精査に取り組み、計画の実効性を向上させていくことが重要となります。

このため、本計画策定後においても、次の事項について計画を適宜点検し、検証を行います。

- ・ 業務の優先度評価、業務開始目標時間の変更
- ・ 業務に必要な人員、資機材等の変更
- ・ 業務内容の変更等

4 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備

本計画は、震災発生時に優先的に実施すべき非常時優先業務の選定とその業務の開始目標を定めたものですが、震災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するため、各部局において非常時優先業務の個別具体的なマニュアルの策定を行い、マニュアルについても適宜点検を行います。

松本市業務継続計画

平成26年2月策定

令和 8年4月改定

松本市危機管理部危機管理課

〒390-8620 長野県松本市丸の内3-7

電話 0263-33-9119（直通）

FAX 0263-33-1101

E-mail kikikanri@city.matsumoto.nagano.jp